

仕 様 書

1 契約件名

期日前投票所人材派遣委託（参議院議員通常選挙【花見川区・稲毛区・美浜区】）（単価契約）

2 派遣期間

第27回参議院議員通常選挙 公示日の翌日から投票日の前日まで

期間

・投票日が7月20日（日）の場合

（令和7年7月4日（金）から令和7年7月19日（土）まで（16日間））

または

・投票日が7月27日（日）の場合

（令和7年7月11日（金）から令和7年7月26日（土）まで（16日間））

3 派遣人数

期日前投票所6か所 延べ281人

4 業務内容

- （1）受付・案内 受付、書類の記載補助、場内の案内整理、投票の説明等
- （2）用紙交付 用紙交付機にて投票用紙を交付、入場整理券のチェック
- （3）その他 投票管理者の指示により、投票事務に関する業務（軽作業等）を行う。
不十分な照明の下で、細かい文字を確認する場合がある。

5 派遣場所、配置人数及び業務時間等

別紙「期日前人員配置表」のとおりとする。

※ 休憩時間は60分間とし、各投票所の責任者の指示によるものとする。

（ただし、業務の状況により、60分を分けてとることもある。）

6 派遣にあたっての条件

業務従事者は、基本的なパソコン操作ができること。

7 業務従事者の報告

受注者は、派遣する業務従事者を調整し、従事場所ごとの従事者名簿及びシフト表を作成の上、速やかに発注者へ提出すること。

8 就業の確保

受注者は、業務従事者の適正な労務管理を行い、遅刻・欠勤等が生じる恐れがある場合は速やかに代替者を派遣するなど、発注者が行う業務の遂行に支障が生じないように、適切な措置を講じなければならない。

9 業務に関する研修

業務従事者は、原則として、従事する区の選挙管理委員会が行う以下の研修に出席すること。（従事する区の研修に出席できない場合は、別の区の研修に出席すること。）

やむを得ない理由により研修に出席できない場合や、従事者に変更があった場合には、研修内容につき、受注者側で適切に情報共有を行うこと。

また、受注者は、研修場所ごとの出席者名簿を作成の上、速やかに発注者へ提出すること。
なお、研修の時間は就業時間として取扱い、本契約単価を適用するものとする。

	花見川区	稲毛区	美浜区
日時※ ¹	調整中	調整中	調整中
場所※ ²	調整中	調整中	調整中

※1 各区選挙管理委員会が指定する日（派遣期間開始前の平日・土日）に、2時間以内で実施する予定

※2 各区選挙管理委員会が指定する期日前投票所で実施する予定

10 委嘱状

受注者は、区選挙管理委員会が発行する「委嘱状」を発注者が指定する場所まで受け取り、業務従事者に就業開始前に交付すること。

また、業務従事者は就業開始日に「委嘱状」を持参すること。

11 留意事項

- (1) 受注者は、関係法令等を遵守し、誠意をもって業務を遂行すること。
- (2) 受注者は、労働災害保険に加入すること。
- (3) 受注者は、市・区選挙管理委員会と打ち合わせを行い、派遣場所の入館方法など、業務を遂行する上で必要な事項を確認すること。
- (4) 『期日前投票事務マニュアル』のデータを送付するので、受注者は、事前に業務従事者へマニュアルを配付し、業務内容をよく説明すること。また、業務従事者は、マニュアルを当日持参すること。
- (5) 業務従事者は、政治的中立性を疑われることのないよう言動には特に注意すること。
- (6) 選挙人との接遇は懇切丁寧を旨とし、市民に好感を与える接遇の実施について徹底を図ること。
- (7) 投票の秘密や選挙人のプライバシーを厳重に守り、業務上知り得た秘密は一切漏らしてはならない。
- (8) 服装は華美なものを避け、投票所にふさわしいものとする。
- (9) 遅刻は絶対にしないこと。
- (10) 携帯電話・スマートフォン等の使用は禁止し、投票所の静穏に努めること。
- (11) 著しく勤務態度の悪い者は、選挙管理委員会又は各投票所の責任者の判断で、その者の業務を契約者に通告なく中止する場合がある。
- (12) 受注者は、業務終了後、すみやかに業務完了（出勤状況）報告書を提出すること。

12 その他

本仕様書に定めがない事項は、発注者と受注者が協議のうえ定めるものとする。